

議案第 11 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の7の20の項(1)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「同項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同表の22の項中「（平成27年法律第53号）」を削り、同項(1)中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同項の備考(1)中「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同表の24の項(1)中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の本格施行に伴い登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関する規定を整備するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い引用する省令の条番号を改めようとするものである。

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 1~6 (略) 7 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
20 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(申請に係る建築物が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア~オ (略) (2) (略) 備考 (略)	20 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(申請に係る建築物が、住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合にあつては、同項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物調査機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア~オ (略) (2) (略) 備考 (略)
(略)		(略)	
22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エ	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして	22 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の	(1) 登録建築物調査機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるもの

<p>エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>備考 (1) モデル建築物基準 Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 (2)・(3) (略)</p>	<p>規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>である場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>備考 (1) モデル建築物基準 Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)第 8 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。 (2)・(3) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等</u>により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>(1) <u>登録建築物調査機関等</u>により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>備考 (略)</p>
8～11 (略)		8～11 (略)	

議案第 12 号

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定
について

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成8年野田市条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市は、障がいのある者に創作的活動、生産活動及び就労の機会を提供し、障がいのある者の福祉の増進を図るため、心身障がい者福祉作業所（以下「福祉作業所」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第2条 福祉作業所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
野田市心身障がい者福祉作業所	野田市鶴奉268番地	38人
野田市関宿心身障がい者福祉作業所	野田市西高野334番地1	20人

（開所時間等）

第3条 福祉作業所の開所時間及び休所日は、規則で定める。

（業務）

第4条 福祉作業所の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関する事。
- (2) 法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。以下「就労継続支援B型」という。）に関する事。
- (3) 野田市関宿心身障がい者福祉作業所にあつては、施設以外の場所において行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援（前号に掲げる業務を除く。以下「法外就労支援」という。）に関する事。

(4) その他福祉作業所の設置の目的を達成するために必要な事項に関するこ
と。

(指定管理者の業務)

第5条 次に掲げる福祉作業所の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22
年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に
規定する指定管理者をいう。）に行わせるものとする。

- (1) 前条に定める業務
- (2) 福祉作業所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

(利用の要件)

第6条 福祉作業所を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす
る。

- (1) 法第19条第1項に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給の決定
を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は知
的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により福
祉作業所を利用することが必要と認められた者

(利用の承認)

第7条 福祉作業所を利用しようとする者（前条第2号に該当する者を除く。）
は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、正当な理由がある場合は、福祉作業所の利用を制限す
ることができる。

(野田市心身障がい者福祉作業所の利用料金)

第9条 野田市心身障がい者福祉作業所を利用した者（第6条第2号に該当す
る者を除く。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下この条に
おいて「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定め
る基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する厚生労働省令で定

める費用（以下「特定費用」という。）として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び特定費用の額を告示するものとする。

（野田市関宿心身障がい者福祉作業所の使用料）

第10条 野田市関宿心身障がい者福祉作業所を利用した者（第6条第2号に該当する者を除く。）は、市長に対し、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める使用料を納入しなければならない。

(1) 生活介護又は就労継続支援B型 法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 法外就労支援 次に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、次に定める額

ア 施行令第17条第1号から第3号までのいずれかに該当する者 法外就労支援を就労継続支援B型とみなして法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額の100分の10に相当する額又は当該支給決定障害者等の区分に応じ施行令第17条各号に定める額のいずれか低い額から市長が別に定める額を控除した額

イ 施行令第17条第4号に該当する者 0円

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後の野田市関宿心身障がい者福祉作業所の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 野田市関宿心身障がい者福祉作業所利用判定委員の項を削る。

提案理由

野田市関宿心身障がい者福祉作業所を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスその他就労支援を行う多機能型事業所へ移行させることから、全部改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市心身障がい者福祉作業所の設置及び管理に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）（附則第3項関係）

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
(削る。)		野田市関宿心身障がい者福祉作業所利用日額	6,500円
(略)		判定委員	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

議案第 13 号

野田市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について

野田市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

野田市敬老祝金支給条例（昭和47年野田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「受給資格者」を「支給を受けることができる者」に改め、「毎年」及び「6箇月以上」を削り、「による」を「に規定する本市の」に、「当該年の12月30日に88歳、99歳又は100歳以上となる」を「当該年度中に100歳の誕生日を迎える」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「次のとおり」を「30,000円」に改め、同条各号を削る。

第4条中「毎年」を「当該年度の」に改める。

第5条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「ついて、」を「関し」に、「規則で」を「、市長が」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（平成29年度に支給する敬老祝金の受給資格者に関する特例措置）
- 2 平成29年度に支給する敬老祝金の受給資格者に関する規定の適用については、この条例による改正後の野田市敬老祝金支給条例第2条中「当該年度中に100歳の誕生日を迎える」とあるのは、「大正6年1月1日から大正7年3月31日までの間に出生した」とする。

提案理由

野田市行政改革大綱等に基づき、敬老祝金の受給資格者及び支給額に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市敬老祝金支給条例 (昭和47年野田市条例第9号)

改 正 案	現 行
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 祝金の<u>支給を受けることができる者</u>は、9月1日現在において市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で<u>当該年度中に100歳の誕生日を迎えるものとする。</u></p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>30,000円</u>とする。</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(支給期日)</p> <p>第4条 祝金は、<u>当該年度の9月</u>に支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に<u>関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 祝金の<u>受給資格者は、毎年9月1日現在において6箇月以上市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者で当該年の12月30日に88歳、99歳又は100歳以上となるものとする。</u></p> <p>(祝金の額)</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>88歳の者 10,000円</u></p> <p>(2) <u>99歳の者 30,000円</u></p> <p>(3) <u>100歳以上の者 50,000円</u></p> <p>(支給期日)</p> <p>第4条 祝金は、<u>毎年9月</u>に支給する。</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 この条例の施行に<u>ついて、必要な事項は規則で定める。</u></p>

議案第 14 号

野田市ホームヘルプサービス事業実施に関する条例を廃止する条例
の制定について

野田市ホームヘルプサービス事業実施に関する条例を廃止する条例を次のよ
うに定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市ホームヘルプサービス事業実施に関する条例を廃止する条例

野田市ホームヘルプサービス事業実施に関する条例（昭和59年野田市条例第33号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法に基づく介護サービスに利用者が全て移行したことに伴い、本事業の役割が終了したことから条例を廃止しようとするものである。

議案第 15 号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例

野田市介護保険条例（平成12年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

第8条 平成29年度における保険料率は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 30,000円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 36,000円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 42,000円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 52,800円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 60,000円
- (6) 次のいずれかに該当する者 66,000円

ア 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 72,000円

ア 合計所得金額が160万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 78,000円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 90,000円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 102,000円

ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ

イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 108,000円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 114,000円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 120,000円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 126,000円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 132,000円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 138,000円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 144,000円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 150,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000円とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度における保険料率の特例に関する規定を整備しようとするものである。

野田市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市介護保険条例 (平成12年野田市条例第7号)

改 正 案	現 行
<p>附 則 <u>(平成 29 年度における保険料率の特例)</u> 第 8 条 <u>平成 29 年度における保険料率は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>令附則第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者 30,000 円</u> (2) <u>令附則第 20 条第 1 項第 2 号に掲げる者 36,000 円</u> (3) <u>令附則第 20 条第 1 項第 3 号に掲げる者 42,000 円</u> (4) <u>令附則第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる者 52,800 円</u> (5) <u>令附則第 20 条第 1 項第 5 号に掲げる者 60,000 円</u> (6) <u>次のいずれかに該当する者 66,000 円</u> <u>ア 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第 19 条第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)</u> (7) <u>次のいずれかに該当する者 72,000 円</u> <u>ア 合計所得金額が 160 万円未満である</u></p>	

者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 78,000

円

ア 合計所得金額が 190 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 90,000

円

ア 合計所得金額が 290 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 102,00

0円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条

第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 108,000 円

ア 合計所得金額が 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 114,000 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 14 号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 120,000 円

ア 合計所得金額が 700 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 15 号イ、第 16 号イ又は第 17 号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 126,000 円

ア 合計所得金額が 800 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課され

る保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 132,00

0円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 138,00

0円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(17) 次のいずれかに該当する者 144,00

0円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(18) 前各号のいずれにも該当しない者

150,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,000円とする。

議案第 16 号

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年野田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

「第4章

目次中「第4章 夜間対応型訪問介護（第13条—第15条）」を 第4章

第4章

夜間対応型訪問介護（第13条—第15条）

の2 地域密着型通所介護（第15条の2—第15条の7） に改める。

の3 指定療養通所介護（第15条の8—第15条の10）」

第4章の次に次の2章を加える。

第4章の2 地域密着型通所介護

（基本方針）

第15条の2 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（食事）

第15条の3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、市内で生産された農産物等の利用に努めなければならない。

（非常災害対策）

第15条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第32条に規定す

る訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第15条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第15条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の7 第11条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

第4章の3 指定療養通所介護

(基本方針)

第15条の8 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第15条の9 指定療養通所介護事業者は、基準省令第40条の15第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の10 第11条及び第15条の3から第15条の5までの規定は、

指定療養通所介護の事業について準用する。

第17条から第19条までを次のように改める。

第17条から第19条まで 削除

第21条中「第11条」の次に「及び第15条の3から第15条の5まで」を加える。

第24条中「第17条及び第19条」を「第15条の3及び第15条の5」に改める。

第27条中「第17条及び19条」を「第15条の3及び第15条の5」に改める。

第30条中「第17条から第19条」を「第15条の3から第15条の5」に改める。

第33条及び第36条中「第17条第2項及び第18条」を「第15条の3第2項及び第15条の4」に改める。

第39条中「第17条及び第19条」を「第15条の3及び第15条の5」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月31日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型通所介護及び指定療養通所介護の事業に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年野田市条例第10号)

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p><u>第4章 夜間対応型訪問介護(第13条—第15条)</u></p> <p><u>第4章の2 地域密着型通所介護(第15条の2—第15条の7)</u></p> <p><u>第4章の3 指定療養通所介護(第15条の8—第15条の10)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第4章の2 地域密着型通所介護(基本方針)</u></p> <p><u>第15条の2 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>(食事)</u></p> <p><u>第15条の3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、市内で生産された農産物等の利用に努めなければならない。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p><u>第15条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第32条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第15条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はま</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p><u>第4章 夜間対応型訪問介護(第13条—第15条)</u></p> <p>(略)</p>

ん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第15条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の7 第11条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

第4章の3 指定療養通所介護

(基本方針)

第15条の8 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第15条の9 指定療養通所介護事業者は、基準省令第40条の15第2項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第15条の10 第11条及び第15条の3から第15条の5までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第17条から第19条まで 削除

(食事)

第17条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、市内で生産された農産物等の利用に努めなければ

(準用)

第 21 条 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 24 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(準用)

第 27 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 30 条 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 33 条 第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第 15 条の 4 の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(準用)

第 36 条 第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第 15 条の 4 の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(準用)

第 39 条 第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

ばならない。

(非常災害対策)

第 18 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、基準省令第 61 条において準用する基準省令第 32 条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 19 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第 21 条 第 11 条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。

(準用)

第 24 条 第 11 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

(準用)

第 27 条 第 11 条、第 17 条及び 19 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 30 条 第 11 条及び第 17 条から第 19 条までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

(準用)

第 33 条 第 11 条、第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(準用)

第 36 条 第 11 条、第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。

(準用)

第 39 条 第 11 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。

議案第 17 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

野田市立清水第三学童保育所	野田市清水773番地	58
---------------	------------	----

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

入所児童数の増加に伴い、児童の安全と良好な保育環境を確保するため、新たに野田市立清水第三学童保育所を設置しようとするものである。

参考資料

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市留守家庭学童保育所設置条例 (昭和46年野田市条例第6号)

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び収容定員) 第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び収容定員) 第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	収容定員	名称	位置	収容定員
(略)			(略)		
<u>野田市立清水第三学童保育所</u>	<u>野田市清水 773 番地</u>	<u>58</u>			

議案第 18 号

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例（平成6年野田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「野田市山崎1, 868番地の8」を「野田市鶴奉7番地の1」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

土地区画整理事業の進捗に伴い、事務所の所在地を市役所に変更しようとするものである。

参考資料

野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例
案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田都市計画事業梅郷駅西土地区画整理事業施行に関する条例(平成6年野田市条例第10号)

改 正 案	現 行
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、 <u>野田市鶴奉7番地の1</u> に置く。	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所は、 <u>野田市山崎1,868番地の8</u> に置く。